

# 判例研究

## 〔商法 四〇七〕

貸借対照表の棚卸資産欄の虚偽記載と取引の開始・継続との間に相当因果関係がないとして、取締役等の商法二六六条ノ三第二項の責任が否定された事例

（山口地裁平成三年四月二十五日判決  
昭六三（ワ）第一二〇号 損害賠償請求事件  
判例タイムス七六〇号二四一頁）

ものではなかったから相当因果関係がない。

### 〔参照条文〕

商法二六六条ノ三第二項

### 〔事実〕

原告Xは、家庭日用品の卸業を主たる目的とする株式会社であり、A社に対し、昭和六〇年一月二三日から日用雑貨品を継続的に販売していた。A社は、昭和五十一年一月三〇日に設立され、各種電気製品、自動車用品および一般家庭用品の小売販売を主たる目的とする株式会社であるが、昭和六二年六月三〇日、不渡手形を出し、同年七月一日、

### 〔判示事項〕

一 予想の原価率を用いて算出されたことにより、実際と大幅に異なる商品の期末棚卸高の記載された貸借対照表の表示は、商法二六六条ノ三第二項にいう「重要ナル事項ニ付」いての「虚偽ノ記載」に当たる。

二 商品の期末棚卸高の記載が過大であったことと、原告が取引の開始・継続の判断をしたこととの間には相当因果関係がない。

三 原告の売掛債権が回収できなかったことによる損害は、会社が倒産したためであり、倒産は不実記載を原因とする

山口地方裁判所に対して、和議開始の申立てを行った。その後昭和六三年三月二二日に、右の和議についての認可決定がなされている。

被告 Y<sub>1</sub> は、設立当時から現在に至るまで A 社の代表取締役である。被告 Y<sub>2</sub>、Y<sub>4</sub> は昭和五年ないし昭和五年から昭和六〇年四月三〇日まで、A 社の取締役の地位にあった。また被告 Y<sub>5</sub> は、設立時から昭和六一年二月二八日まで取締役の地位にあり、その後昭和六一年三月四日からは同社の監査役となっていた（平成元年三月二九日に死亡）。

第一〇期および第一期の A 社の貸借対照表の商品欄には以下のような記載がなされている。

- (1) 第一〇期（昭和五九年九月二一日）同六〇年九月二〇日）末 六億六一八九万四〇〇〇円
- (2) 第一期（昭和六〇年九月二一日）同六一年九月二〇日）末 一六億八二五三万円

X は、A 社の和議開始申立時において、A 社に対し、売掛代金債権一六一五万一千四二七円を有していたところ、A 社の倒産により、右売掛代金債権の支払を受けることができなくなったが、その後、A 社から和議条件の履行として一二九万二〇五七円の支払を受けたので、売掛代金債権の残額は一四八万九三七〇円となった。

A 社は、少なくとも第一〇期および第一期決算期においては、商品管理につき、実地棚卸はせず、ポスシステム（店頭販売時管理）を採用し、当日仕入れた商品の仕入金額をコンピュータに入力し、各店頭におけるレジスターとコンピュータを連結して、レジスターに打刻された売上金額から、粗利益予想額（売上金額に予め商品を中分類した粗利益率を乗じて算出されたもの）を差し引いた額を売上原価とし、当日の仕入金額から右売上原価を差し引いた額を在庫商品額としていたこと、そして、コンピュータにより算出された売上金額、仕入金額及び在庫商品額等は、毎日、大区分別営業管理日報として、また、毎週、営業管理週報としてそれぞれ報告されていたこと、右のような商品管理によると、粗利益率自体個々の商品毎に算出されたものではなく、かつ、商品によっては廉価販売したことにより、当初予定していた粗利益率を下廻ることもあり、さらに、盗難、破損、および腐敗等による商品の陳旧化を把握することができないから、正確な在庫商品額を算出したものとはいえないこと、Y<sub>1</sub> は、B 経理事務所に委託して A 社の決算書類を作成していたが、その際、右ポスシステムにより算出された仕入金額、売上金額および在庫商品額等を資料として提出していたこと、その結果、A 社の貸借

対照表の商品欄には、第一〇期決算期が六億六一八九万四

三八九円、第一一期決算期が一六億八二五三万〇〇〇八円と記載されていたこと、右貸借対照表によると、第一〇期決算期から第一一期決算期の間に在庫商品が大幅に増加しているのは、系列会社であるC社を含め別法人である三店舗を解散した上、A社に吸収合併した結果、合計五億六八八一万五四七六円の在庫商品を引き取ったことがその一因となっていること、他方、A社が和議開始申立てをした後である昭和六二年九月一日に在庫商品を実地棚卸したところ、三億二六三万五三〇〇〇円であったこと、これによると、第一一期決算期の末日から一年足らずの間において、在庫商品が大幅に減少していることとなるが、これは、①右期間において、A社の経営悪化による決算資金不足のため、仕入金額を下廻って商品を販売したこと、②昭和六二年六月、西宇部店を含め支店三店舗につき、その在庫商品を合計二億四五〇万円で売却し、かつ、右売却代金額は、仕入価額を下廻って売却した商品が多くあったこと、③昭和六二年九月一日の実地棚卸しの際には、在庫商品を換価可能額で評価したこと等が原因の一部である。しかしながら、昭和六二年九月四日付けの大区分別営業管理日報では、同日の在庫商品額が一四億一〇五三万八八九円となつて

いた。

Xにおいては、新たな顧客と取引を開始する際には、支店長あるいは出張所長が「御得意様口座申請書」を作成して、本店営業本部に提出し、右営業本部では、新規顧客につき、Xの取引銀行を通じて銀行調査を行い、また、その取引額が一〇〇万円以上の場合については、興信所の調査をした上、営業本部長が取引の開始につき承認するかどうかを決定していたこと（ただし、月額三〇万円の取引については、支店長あるいは出張所長の責任において、取引を開始することができた）、さらに、年間の取引額が一〇〇〇万円以上の顧客については、一年に一回、興信所による調査を行い、取引を継続するかどうか、あるいは取引の上限額をいくらにするかを判断していたこと、Xにおいては、A社との取引を開始するに際し、昭和六〇年一月十九日、広島出張所長から本店営業本部に対し、A社の「御得意様口座申請書」が提出され、本店営業部において、銀行調査をした結果、A社の信用状態につき懸念なしとのことであったため、当時、専務取締役営業本部長であったDは、昭和六一年一月九日、月額二〇〇万円、総額八〇〇万円を取引限度額として取引開始の承認をしたこと、さらに、XはE社に対し、A社の営業状態につき調査を依頼し、右調査

報告を昭和六一年二月五日に受けたこと、Dは、右第一回目の調査報告につき、従業員数、借入金額、店舗不動産が社有であるかどうか等に着目・検討した結果、A社においては、借入金額は多いものの、従業員数五五名に比し、昭和六〇年九月決算期の売上金額が約四二億円であることから、生産性の程度が高く、不動産も多く所有していることから、その経営状態を良好と判断し、その取引を継続させたこと、その際、右調査結果には、A社の第八期から第一〇期決算までの貸借対照表の各記載金額を比較した表が添付されていたが、Dは、第一〇期の右貸借対照表の商品欄の金額が六億六一八九万四〇〇〇円と記載されていることについて、特に注目することもなく多いとも少ないとも意見を有しなかったこと、その後、広島主張所長から本店営業部に対し、A社との取引額を増加したい旨の「取引条件等変更申請書」が提出され、Dは、第一回目の調査報告とともに、A社の取引銀行であるF銀行及びG銀行の調査結果を参考にした上で、昭和六一年七月七日、取引限度額を月額五〇〇万円、総額二〇〇〇万円に変更することを承認したこと、Xは、右のようにA社との取引額が一〇〇〇万円以上になったことから、取引継続中の興信所による調査を行い、その調査報告を昭和六二年一月一二日に受けたこ

と、右調査報告では、その所見欄において、「在庫は前年度より一〇億円増となり棚卸回転率は一一・一日（年四・八回）」となっているところ、運転資金へのシワ寄せがあり在庫管理に問題が残る。」とされ、在庫商品が増加していることにつき消極の評価がなされていること、Dは右調査結果を検討し、A社の主要仕入先であるH社がA社所有の不動産に抵当権を設定したこと、およびI銀行がJ銀行のA社に対する債権一億円を肩代わりしたとされていることに着目して、これらの事象はA社の経営状態が悪化する前触れであると判断し、取引限度額を変更するには至らないものの、今後、A社との取引については注意を要する旨広島出張所に指示したこと、右調査結果には第一回目の調査報告と同様の方法により、第九期から第一一期決算期までの貸借対照表記載の各金額の比較表が添付されていたが、Dは、第一〇期から第一一期決算の間において、在庫商品が大幅に増加していることについては、右調査報告にA社が別法人であるK社等三店舗を吸収合併した旨記載があったため、右事情により在庫商品が増加したと考えた程度であったこと、また、右調査報告には、棚卸資産回転率が記載されており、これによると、A社と同業種の企業の棚卸回転率は年一四・九回（二四日）であるのに対し、A社にお

いては、第九期決算期において年八・八回（四一日）、第一〇期決算期において年六・三回（五七日）、第一一期決算期において年三・三回（一一日）と同業他社と対比して悪く、かつ、A社自体においても年々右回転率が低下している旨の記載があったこと、その後、A社は、昭和六二年六月三〇日、山口地方裁判所に和議開始の申立てをして倒産し、その結果、XがA社に対して有していた一六一五万一二七円の売掛代金債権は和議債権となった。

そこで、Y<sub>1</sub>ないしY<sub>5</sub>が共謀して、A社の貸借対照表の商品欄につき虚偽記載を行ったため、Xはその虚偽記載を信用してA社との取引を継続した結果、売掛債権残額一四八万九三三〇円の損害を被ったなどとして、商法二六六条ノ三第二項により、損害賠償を請求したのが本件である（なお、予備的請求としてY<sub>2</sub>ないしY<sub>5</sub>に対して商法二六六条ノ三第一項による損害賠償責任の請求もなされている）。

## 〔判 旨〕

「……昭和六二年九月一日に実地棚卸しをした在庫商品額が換価可能な金額による評価であったとしても、そのころのポスシステムによる在庫商品額は大幅にぐいちがっており、このことからすると、ポスシステムによる在庫商品管理はかなり杜撰なものであって、第一〇期決算期から第

一一期決算期における在庫商品額の増加あるいは第一一期決算期以降の在庫商品額的大幅な減少につき、前期認定のような要因があったにしろ、右両決算期においては、右と同様にポスシステムによる在庫商品管理が行われていたのであるから、第一〇期決算期及び第一一期決算期の貸借対照表の商品欄の商品額の記載は、実際の在庫商品額に比較して大幅に大きい金額になっており、客観的には虚偽の記載であったと認めるのが相当である。」

「……Xは、新規の顧客との取引を開始するに際し、また、その取引を継続するか否かにつき、銀行調査及び興信所の調査を行った上で判断しているものであるところ、A社の取引を開始するに際しても、銀行調査及び第一回目の調査報告により、同会社の第八期から第一〇期決算期の間における従業員数、借入金額、生産性の程度や不動産を所有しているか否かに着目して検討した結果、A社の営業内容を良好と判断してA社との取引開始を決定したものであり、特に第一〇期決算書中貸借対照表の商品欄記載額の多寡を判断材料として右営業内容の良否を判断したものでなく、また、昭和六一年七月七日に従前の取引限度額を増額して取引継続中に行った第二回目の調査報告においても、A社の主要取引先が抵当権を設定し、あるいは金融関係がA社

の借入金の肩代わりしていること等から、A社の経営内容が悪化に向かうおそれがあると判断したものの、第一〇期から第一一期決算期の間在庫商品が一〇億円以上増加していることについては、系列会社の吸収合併により増加したものであると考えた程度であって、右在庫商品が増加したことをもってA社の経営内容が良好であり、それ故A社との取引を継続すべきであると判断したものではないこと、……、A社においては、実地棚卸しをせず、その商品管理が杜撰であったため、貸借対照表記載の商品欄の金額に相当する在庫商品が実際には存しなかったわけであるが、A社のような日用雑貨品等を薄利多売する店舗において、在庫商品が多いという事実の示唆するところは、多様な商品を揃えているという意味もなはないが、それよりも、在庫商品の多さは、資本回収効率が低く、経営内容が悪いという判断に結び付くものであること、特に、第二回目の調査報告において、A社の棚卸回転率が同業種に比較して悪く、しかも年々右回転率が悪化していることも右判断を如実に表していることを総合勘案すると、Xは、A社の第一〇期及び第一一期の各決算書中貸借対照表の商品欄の記載がそれぞれ六億六一八九万四〇〇〇円であり、一六億八二五三万円となっていることを重視し、それ故にA社との取

引を開始・継続したものととは到底認め難く、そうだとすると、A社の決算書中貸借対照表の商品欄の虚偽記載があったこととXがA社との取引を開始し、それを継続したことの間に相当因果関係は存在しないというほかなく、他にこれを認めるに足る証拠はない。

さらに付言するに、Xは、本件訴訟において、XがA社との取引を継続した結果、売掛残代金一四八五万九三七〇円相当の損害を被ったとしてその賠償を請求するものであるが、前期認定事実から明らかなように、XのA社に対する右売掛代金が回収不能になったのは、A社が和議開始の申立てをして倒産したためであり、右倒産の原因は、A社の第一〇期及び第一一期の各決算書中貸借対照表の商品欄に虚偽表示をした故ではなく、その記載とは関係のないA社の自動車用品の売上低下、広告料の増加及び客寄せのための廉価販売等によって手形不渡を出すに至ったことにあるのであるから、いづれにしてもA社の第一〇期及び第一一期の各決算書中貸借対照表の商品欄の虚偽記載とX主張の損害の発生との間には相当因果関係は存在しないといふべきである。

以上の次第で、 $Y_1$ を除く $Y_2 \sim Y_5$ に対する取締役又は監査役の職務懈怠を理由とする予備的請求も右貸借対照表の商

品欄の虚偽記載を前提とするものであるから、右職務懈怠の有無等その余の点について判断するまでもなく、Xの請求はいずれも理由がない。」

## 〔研究〕

判旨に反対。

一 本件判旨は、ボスシステムによる在庫管理を行っていた会社が、予想の原価率を用いて売上原価を算出していった結果、帳簿上の在庫商品の金額が実際のそれと大きく食い違ったまま貸借対照表に記載されたケースにつき、それが商法二六六条ノ三第二項にいう「虚偽ノ記載」に当たることを認めたとで、その事實は原告Xの取引の開始・継続についての判断に影響を与えなかったとして、売掛金の回収不能による損害の発生との間の相当因果関係を否定し、Y、ないしY<sup>5</sup>の取締役または監査役としての商法二六六条ノ三第二項の責任を否定している。

本件で適用の可否が問題とされている商法二六六条ノ三第二項および昭和五六年改正前の商法二六六条ノ三第一項後段についての過去の判例はいくつか存在している。

京都地裁昭和五五年一〇月一四日判決では、債権者が会社の計算書類自体ではなく、これを掲載した「全国繊維企業要覧」を信用して取引をした場合につき、相当因果関係

が否定されている（判例タイムズ四二七号一八六頁、下民集三二巻八号七四一頁）。また、名古屋高裁昭和五八年七月一日判決は、二部上場されていた株式会社の振り出した約束手形の取得にあたり、公表されていた計算書類に基づいて作成された「会社四季報」の記事を信頼した結果損害を被ったとして、昭和五六年改正前の商法二六六条ノ三第一項後段による取締役の損害賠償責任が問題とされた事例につき、同条項の趣旨は、会社と直接の取引関係に入った者あるいは会社と直接の取引関係はなくても当該会社の株式または社債を公開の流通市場において取得した者等を保護するところにあるとして、相手方が同条項によって保護されるべき第三者には該当しないことを理由に、責任を否定している（判例時報一〇九六号一三四頁。なお、この事件についての判例評釈・判例解説としては、大塚英明・法律のひろば三七巻七号七四頁、高島正夫・金融・商事判例六九七号四七頁、片木晴彦・商事法律一〇九七号三七頁、黒沼悦郎・ジュリスト八八九号一〇六頁、上村達男・会社判例百選「第六版」一二八頁および川島いづみ・宮島司〓丸山秀平編・基本判例会社法七五頁がある）。

計算書類に虚偽記載があっても、計算書類の作成に直接関与しなかった取締役は権限も義務もないとした大阪地裁

昭和六〇年四月三〇日判決(判例時報一一六二号一六三頁)や、粉飾が巧妙であったため、担当者以外の取締役については職務を遂行したとしても虚偽を探知しえなかったものとして、因果関係がないとした東京地裁昭和五八年二月二四日判決(判例時報二〇七一号一三二頁)、および改正前の二六六条ノ三第一項後段につき過失責任説を採った上で、計算書類の作成の担当者については責任を認め、それ以外の取締役に対しては、相当の注意を用いても虚偽の記載を知りうる状況になく、任務懈怠に当たらないことをもって、責任を否定した大阪高裁昭和六一年五月二〇日判決(判例時報一二〇六号一二五頁。この事件の解説としては尾崎安央・酒巻俊雄編・会社法重要判例解説二二〇頁がある)のように、計算書類の作成に直接タッチしていない取締役に対して、相当因果関係の面から責任を否定する判例がいくつか見受けられる。さらに古い判例であるが、これらの判旨と類似したものとして東京地裁昭和四三年六月三日判決(ジュリスト四一九九号六頁)がある。ここでは、

計算書類の作成権限を代表取締役に属するものとし、代表権のない取締役には、原則として二六六条ノ三第一項後段の責任がないものと判示されている(同旨の学説として、岸田雅雄「不実の情報開示」森本滋川濱昇前田雅弘

編・企業の健全性確保と取締役の責任四三六頁、弥永真生・企業会計と法一四九頁)。

これ以外にも、相手方が虚偽記載の事実を知った後で、会社に追加融資した場合については相当因果関係がないとした横浜地裁昭和五一年一〇月一九日判決(判例タイムズ三七五号三一〇頁)があり、全般的に相当因果関係を厳しく捉える傾向がみられる。さらに、前述の名古屋高裁昭和五八年七月一日判決では、昭和五六年改正前の商法二六六条ノ三第一項後段の責任を「無過失責任」であるとした上で、第三者の範囲は限定的に捉えられるべき旨を判示しており、全体として虚偽記載についての取締役の責任が否定される判決が多くなっている。

本件も、虚偽記載の事実を認めながら、損害との間の相当因果関係を否定した事例であるが、その理由を、虚偽の数値から読み取れる内容が、むしろ相手方に、取引の中止を判断させる材料になる方向性を持つところにあるという点で特徴のある判例といえる。

二 昭和五六年改正前の商法二六六条ノ三第一項後段は計算書類の虚偽記載・公告についての取締役の第三者に対する責任を定めていた。この規定は昭和二五年の改正によって明定されたもので、その立法趣旨は、取締役が第三者に

対して責任を負うことが異例と思われていた時代的背景の中では、開示書類の記載を信頼した者の保護が理論上十分に図られないことに配慮したものであるといわれる（上村・前掲一二八頁参照）。

この規定については、無過失責任とみる説と、過失責任であつて挙証責任が転換されているものとする説等が対立していた。無過失責任説では、改正前の二六六条ノ三第一項後段で、取締役が株式申込証等の虚偽記載をしたとき「亦同ジ」としていた趣旨を、取締役の過失の有無を問わず「亦同ジ」く責任を負うものと解されていた（竹内昭夫・改正会社法解説一四三—一四四頁）。また、後段の規定が特に設けられていること、および株式会社における公示の重要性と虚偽表示の危険性を根拠とするものも数多く存在していた（田中耕太郎・改訂会社法概論下巻三九九頁、大隅健一郎・会社法論中巻一四九頁、塩田親文Ⅱ吉川義春・総合判例研究叢書商法（11）二二三頁、鈴木竹雄・新版会社法一四八頁、田中誠二・全訂会社法詳論上巻六一—一六一三頁、山口賢「役員の特第三者責任」判例演習講座商法Ⅰ二二二頁、菱田政宏「株式会社取締役の第三者に対する責任」末川追悼・法と権利（2）三一四—三一五頁）。これに対して過失責任説は、証券取引法の民事責任

についての規定（同法一七条）との均衡を図ることを根拠としていた（石井照久・会社法上巻三五五頁、龍田節「不実の開示と取締役の責任」法学論叢七四巻四号一八頁、本間輝雄「計算書類の不実開示と取締役・監査役の責任」商事法務研究三六〇号五一頁、矢沢惇「違法配当と取締役の責任」商法演習Ⅰ一七〇頁、神崎克郎「取締役の責任」新商法演習二五七頁）。

その後、昭和五六年改正により、過失責任説の立場に沿った形で立法がなされたことにより、この議論には終止符が打たれることとなった。すなわち、改正後の二六六条ノ三第二項では、その責任が過失責任であることが明確化されると同時に挙証責任の転換が図られている（その結果、商法特例法一〇条による会計監査人の責任と同様の内容となり、また同改正によって商法二八〇条二項が商法二六六条ノ三第二項を準用することになったことから、取締役、監査役、会計監査人の三者の責任の態様が一致することとなった）。

このように改正された理由は、重要な事項についての不実表示がもたらす危険性は十分に配慮すべきであるが、不実記載について無過失責任を課す積極的な理由が認められないことと同時に、証券取引法に定める不実記載について

の取締役の責任の規定との均衡を考えたものであるとされる(元木伸・改正商法逐条解説(改訂増補版)一五四頁、稲葉威雄・改正会社法二一九頁)。この改正に対して、従来の過失責任説の立場からは、取締役に無過失責任を負わせるのは酷であると同時に、過失責任としておくことで、取締役に責任回避のための相当な注意義務を尽くさせることによって不実の表示を防止させる効果を期待できることから政策的にも好ましい立法態度であると評価されている(神崎克郎・取締役制度論二二八頁)。

また商法二六六条ノ三第一項では、取締役に重過失のあることが必要とされているが、二項では軽過失でも責任が生ずることが明確になった。これは、二項に列挙された書類が対外的な開示手段であるため、重要事項についての虚偽表示や虚偽記載の登記・公告が第三者に損害を及ぼすのが当然であることから、取締役たる者はそのことを十分に認識しているべきだからである(龍田節・新版注釈会社法(6)三二〇頁)。

なお取締役が責任を免れるためには注意を怠らなかつたことを証明する必要があるが、これは注意を怠らなかつたとしても虚偽であることを発見しえなかつたであろうことを証明しただけでは責任を免れることができないことを意

味するものとされている(龍田・前掲・新版注釈会社法(6)三二〇頁)。

本件は、改正後の商法二六六条ノ三第二項により取締役等の責任が問題とされた事例であるため、過失責任であることが前提となっている。

三 本件判旨は以下の三つの点について判断を示している。まず、①A社の貸借対照表中の商品棚卸高の不正確な記載が、商法二六六条ノ三第二項にいう「重要ナル事項ニ付」いての「虚偽ノ記載」に該当するか否かという問題について、これを肯定する。つきに、②商品の期末棚卸高の記載が虚偽であったことと、Xが取引を開始・継続する判断をしたこととの間に相当因果関係が存するか否かという問題について、これを否定している。さらに、傍論的、ないしはダメ押しのような論調ではあるが、③商法二六六条ノ三第二項の責任が成立するための条件として、不実の記載が会社の損失を招き、それが第三者の損失をもたらすという形での因果関係が必要とされるか否かという問題について、これが必要なものとしている。

まず、①の問題点について検討する。通常の会計処理では、期末の商品の棚卸高を先に把握した上で、差額として売上原価を算出する。すなわち、一般に認められた、商品

の帳簿棚卸高の算出方法には、「個別法」、「先入先出法」、「後入先出法」、「移動平均法」、「総平均法」、「売価還元法」等がある（企業会計原則第三貸借対照表原則五A参照）が、これらの方法で期末の棚卸高を求めた上で、差額として売上原価を算出するのである。

ところが、本件で用いられているのは、先に予想の原価率を使って売上原価を求め、そこから差額として期末棚卸高を算定するという方法である（強いていえば売価還元法と共通する部分があるか）。もともと、求める順序が逆であったとしても、求められる数値そのものが合理性を持つものであれば、技術の進歩に伴う新しい会計処理の方法として、「公正ナル会計慣行」（商法三二条二項）に反するものとはいえないかもしれないが、同様に原価率を用いる売価還元法（多種の商品を扱う百貨店等において採用されることが多い）では実際の原価率を用いるため、大きな誤差が生じないのに対して、A社の方法の場合には粗利益率が予想に基いたものであり、さらに誤差の是正の意味もある実地棚卸を行っていないため、結果的に大きな相違が生じてしまっている。このような方法は合理性を持つものとはいえず、適正な会計処理方法として認められるものではない。

各期末の実地棚卸高は不明であるが、和議開始の申立てをした後の昭和六二年九月一日の実地棚卸高が三億二六三万五三〇〇円であるのに対して、三日後の昭和六二年九月四日付けの帳簿棚卸高が一四億一〇五三万八八九円となっており、以前から同じ方法が続けて用いられていたことからして、問題となった第一〇期（昭和五九年九月二一日）昭和六〇年九月二〇日）および第一期（昭和六〇年九月二一日）昭和六一年九月二〇日）についても大幅な誤差が出ていたものと推測される。なお、和議申立て後の昭和六二年九月一日に実施された実地棚卸の金額について、Y<sub>1</sub>は「換価可能な金額」による評価である旨の主張をしているが、対象となる資産が小売店の商品である以上、一部の固定資産のような使用価値とは無関係であって、帳簿上もはじめから交換価値だけが問題となる性質のものである以上、通常の棚卸と比べて大きく異なることはないはずである。

そうすると、きわめて小さな会計処理の方法を用いたことよって、第一〇期および第一期の貸借対照表上も商品勘定の金額が著しく過大になっていることは間違いないものと考えられるから、これが商法二六六条ノ三第二項という（重要な事項についての）虚偽表示に当たるもの

との判旨の判断は妥当なものといえることができる(判旨はその虚偽記載が「重要ナル事項」についてのものかどうかを明示してはいないが、文脈からしてこれを肯定しているものと思われる)。

四 次に②の「相当因果関係の有無」の問題についてであるが、判旨は、「商品の増加は財務内容に対する消極的評価につながるものであるから、貸借対照表の記載と取引の開始・継続との間に因果関係はない。」とする被告側の主張をほぼ全面的に採用している。たしかに判旨のいうように、在庫が水増しされて表示されれば、当然に商品回転率が悪化することになる。しかしながら、商品勘定はいうまでもなく、資産項目のひとつであり、これが過大に計上されていれば、資産総額も大きくなり、利益が過大に計上されることにもなるのである。つまり期末在庫が増加した分だけ、その期の売上原価が減少し、粗利益ないし粗利益率が増加してみえることになる。もっとも、期首の在庫も過去の年度からの誤差の積み重ねによって過大に計上されているはずであるから、各期の計算書類上は、その期に生じた誤差の分だけが問題となるにすぎないが、商品回転率と、売上高総利益率ないし売上高総利益率を比較すれば、後者の方がより端的に経営成績を表すものと考えられ、判断の

材料としての重要性が高いものであることからすれば、判旨の判断には賛成できない。

五 最後に③の部分についてであるが、判旨は、XはA社の倒産によって損害を被ったのであり、倒産の原因は、A社の第一〇期および第一期の貸借対照表の商品勘定に虚偽記載があったためではないから、Xの損害との間の相当因果関係がないと述べている。ここでは、商法二六六条ノ第三第二項の責任が間接損害の場合に限定されるものと捉えられているようである。商法二六六条ノ第三第一項については、それが直接損害に限定されるのか、間接損害に限られるのか、あるいは両方を含むのかという学説上の争いがある(現在では両損害説が通説と思われる)が、同条二項についてはこのような議論が見当たらない。

学説をみても、たとえば、菱田教授は昭和五六年改正前の商法二六六条ノ第三第一項後段の責任につき、直接損害が多いものと考えられるが、間接損害もありうるとされる(菱田・前掲三〇二—三〇三頁)。同様に、龍田教授は、単に不実の開示という行為のみでは、通常の意味における会社の損害は生ぜず、第三者が直接侵害されるのが一般的であると説明される(龍田・前掲・法学論叢七四卷四号二六頁)。つまり計算書類の虚偽記載の結果として倒産すると

というような場面は、違法な利益配当をなしたことにより会社財産が流出し、その結果会社が支払不能になった場合が考えられる程度である（菱田・前掲三〇四頁）から、間接損害だけに限定されるとすれば、この規定の意味の大半は失われてしまうことになるであろう。

そもそも、商法における計算書類の開示制度の目的は、株主、債権者および、その作成者たる取締役会ないしはその構成メンバーであるところの取締役の間の利益調整を目的とする（島原宏明「商法における計算書類開示制度の意義」法学研究七三巻二号三九六頁）。すなわち、企業の外関係者が開示により情報入手できることによつて、取締役と、その他の利害関係者との間のバランスを間接的に図ることができるのである。この「情報」とは不確実性を減少させるためのものであり、法規制においても、すぐれた情報、すなわち内容の質と量を備えた情報が当事者間に公正に分配されることが要請される（岸田・前掲四二四頁）。これに反して、開示される情報に遺漏があったり、虚偽の表示がなされたりすれば、その利用者に不利益が生ずることになり、さらには開示される情報の信頼性が担保されていないければ、本当は正しい情報であったとしても外部利害関係者がそれを利用すべきか否かの判断に苦しむこ

ととなり、制度の実効性を損なうことになる。そこで、開示される情報の信頼性の担保のための制度として、監査とならび、開示情報の作成者たる取締役会のメンバーたる取締役に対して（私見は、計算書類の作成権限が取締役会にあるものと理解している（島原宏明「会計規範と法規範―会計学と商法学の交錯をめぐって―」駒澤大学法学部研究紀要五六号二頁）ため、すべての取締役が商法二六六条ノ三第二項の責任の対象となるものと解している）、開示に対する責任が法定されているのである。

すなわち商法二六六条ノ三第二項は、公表される各種の文書を判断の材料とする第三者の保護のために、その信頼性を担保する役割を担う制度であつて、ここでは、主として虚偽記載された書類を材料として判断を行ったために、それがなければ得られなかったはずの結論を出したことによつて生じた損害を賠償するという場面が想定されているのである。

たしかに違法配当による会社財産の流出の場合についても商法二六六条ノ三第二項の責任が生じる可能性は肯定されるべきであるが、商法二六六条ノ三第二項の持つ本来の趣旨からすれば、それはむしろ副次的なものにすぎないであろう。けだし、そのような場合には第三者が虚偽記載さ

れた内容を信じたという事実（片木・前掲三九頁参照）と  
会社の損失の発生とは無関係だからである。  
以上のような理由から、判旨のこの部分にも賛成しがた  
いものと考ええる。

島原 宏明